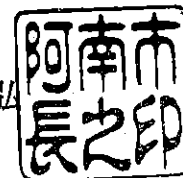


阿南市告示第31号

地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を定めたので農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第8項の規定により公告する。

令和7年3月31日

阿南市長 岩 佐 義 弘



1 地域計画策定地区

椿地区、福井地区、橘地区、新野地区、桑野地区、見能林地区、富岡地区、宝田地区、長生地区、中野島地区、大野地区、加茂谷地区、那賀川地区、羽ノ浦地区

2 阿南市地域計画の案に対する意見書の要旨及びその処理結果

(1) 意見の募集期間

令和7年3月3日から同年3月17日まで

(2) 意見書の有無

なし